

2012 年 9 月 5 日

IFRS 解釈指針委員会 御中

**IFRIC 解釈指針案 DI/2012/1「特定の市場で事業を行う企業に対して
公的機関が課す賦課金」に対するコメント**

我々は、IFRS 解釈指針委員会（以下、解釈指針委員会）の継続的な努力に敬意を表するとともに、IFRIC 解釈指針案 DI/2012/1「特定の市場において営業活動を行う企業に対して、公的機関によって課される賦課金」（以下、解釈指針案）に対するコメントの機会を歓迎する。

質問 1－範囲

解釈指針案は、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」において提供された負債の定義に従い認識される賦課金の会計処理を取り扱っている。解釈指針案の範囲内である賦課金は、第 3 項から第 5 項に記載されている。

解釈指針案で提案された範囲に同意するか。同意しない場合は、どのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

1. 我々は、まず「賦課金(Levy)」という用語を明確にするべきであると考えている。なぜなら、本解釈指針案においては第 4 項でその適用範囲外となる賦課金を示しているが、賦課金という用語自体の定義が不明確であるため、結果的に本解釈指針案で取り扱う賦課金の範囲も不明確になっていると考えられるからである。賦課金は各国の法令に基づいて定められるものであり、その性質・態様は様々であることから、提案された適用範囲では各国における各賦課金が含まれるのかどうかを個々に判別することが非常に困難になるものと予想される。第 5 項では本解釈指針案の範囲内にある賦課金の「特徴」が列挙されているものの、ある賦課金が解釈指針の範囲に入るのかどうかを、解釈指針の読者が的確に判断するために十分な内容となっていないことが懸念されるため、解釈指針の読者が、各国の様々な賦課金が本解釈指針の目的に適合する賦課金であるかどうかを個々に的確に判別できるように「賦課金」という用語をより詳細に説明する記載とすべきである。これにより、一部の賦課金（罰金や公的機関と企業間の契約）を例外として第 4 項のように示す必要がなくなり、会計基準の読者に不要な誤解を与える可能性も低くなるものと考えられる。また、英語以外の言語への翻訳の観点からも、“Levy”という用語の明確化が望まれる。用語の明確化を行わなければ、他言語への翻訳により、解釈指針案の意図が変質する可能性がある。
2. なお、仮に解釈指針案の適用範囲の構成を維持した場合、BC 第 5 項では大多数の賦課金が解釈指針で取扱う範囲に含まれるとされている一方で、本解釈指針案のタイトルに象徴されるように、本解釈指針で提案されている適用範囲のワーディングからは、比較的解釈指針の適用範囲が限定的であるとの印象

を受けることから（「特定の市場」「特定の活動」など）、解釈指針委員会の意図を明確にするためにはワーディングの再検討が必要であると考える。

質問 2－合意事項

本解釈指針案における合意事項（第 7 項から第 12 項）は、賦課金を支払う負債の認識についての指針を提供している。

本解釈指針案の提案する合意事項に同意するか。同意しない場合は、どのような代替案を提案するか、また、その理由は何か。

3. 我々は本解釈指針案の第 11 項の規定に同意しない。本解釈指針案の第 11 項では、「本解釈指針（案）の範囲に含まれる賦課金支払負債は、費用を生じさせる。」としているが、我々は賦課金支払負債の相手勘定としては資産が適当な場合もあることから、必ずしも負債の認識と同時に費用(expense)を全額認識すべきではないと考えている。相手勘定としての資産の例としては、費用の適切な期間配分のため前払費用や、棚卸資産に含まれる原価（製造装置に対して賦課金が課されるような場合には、IAS 第 2 号「棚卸資産」に基づき、賦課金に関する支出は棚卸資産の原価として算入される）が考えられる。これらの資産を賦課金支払負債の相手科目から一律除外する提案は適当ではない。賦課金支払負債の相手勘定については、企業が IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」以外の既存のその他の基準に基づき賦課金の性質を踏まえて判断を行うべきであるため、その旨を解釈指針にも記載すべきである。
4. また、本公開草案の背景（第 2 項）にも記載の通り、解釈指針委員会が関係者から受けた要望は、賦課金支払負債の認識時点、すなわち IAS 第 37 号における現在の債務の定義に関する解釈であることから、第 3 項でも述べられているように、最終の解釈指針では IAS 第 37 号で提供される負債の定義に沿って認識される賦課金支払負債(貸方勘定)の会計処理の論点のみを取り扱うべきであり、相手勘定（借方勘定）について解釈を行う必要はない。

我々のコメントが、IFRS 解釈指針委員会の今後の審議に貢献することを期待する。

加藤 厚

企業会計基準委員会 副委員長

以上